



図 14. 杉山城跡とその周辺の景観（北東側上空より撮影）

### （3）歴史的環境

比企地域の歴史的特色として、古代においては東山道武蔵路、中世には鎌倉街道上道、また近世には児玉往還といった主要路線が南北に通じ、東西には複数の河川が流下し、それを利用した水運が発達していたと考えられる。いわば南北の陸上交通と東西の水上交通の交差する内陸交通の要衝を成す地域である。この事情を背景に、重要な城館、寺院などの中世遺跡が現在でも多数存在し、文献資料と相照らしながら中世史研究に豊富な情報をもたらしている。杉山城跡もこうした一群のうちのひとつである。ここでは史跡・杉山城跡の歴史上における位置付けを明確にし、周辺地域における関連の文化財等も含め把握することを目的として、嵐山町の中世に関する内容を主として、古代、中世、近世及び指定文化財に関する概要を述べる。

#### ①奈良・平安時代

比企地域は、縄文・弥生から古墳時代を経て奈良・平安時代、そして中世に至る数多くの遺跡群をみることができる。

奈良・平安時代には近隣地域からの様々な影響によりこの地域にも大きな動きが見られる。

比企地域は武蔵国府と上野国府を結ぶ官道の東山道武蔵路が武蔵国の国府があった現在の東京都府中市から埼玉県所沢市、川越市、吉見町を通り上野国の国府があった群馬県前橋市へ通っており、武蔵国分寺の瓦や須恵器を生産していた鳩山町「南比企窯跡」（国指定史跡）と一連の遺跡群が嵐山町南部の丘陵地帯にまで分布していた。

また菅谷館跡（嵐山町・国指定史跡）が位置する大字菅谷地区と大字大蔵地区の境には入間川に注ぐ都幾川と槻川の合流点である「二瀬」があり、水運に恵まれた交通の要衝であったことから、この周辺には多くの集落跡が確認されている。

寺院関係では、平安時代のものと考えられる比丘尼山古代寺院跡があり、外秩父山地東端に位置する千手堂地区の大平山東腹に小規模ながら7段の平場と礎石建物跡が確認されている。

## ②平安時代末期から鎌倉時代

平安時代末期には、西南に低山地を背負う大字平澤地区の谷津の奥に位置する平沢寺に武蔵国留守所総検校職であった秩父重綱の影響が見られ、裏山にある長者塚より久安4(1148)年銘の鑄銅経筒(埼玉県指定文化財)が江戸時代に出土している。これは武蔵国の最高権力者であった高家・秩父氏の影響力が強い地域であったことを物語るもので、秩父氏の支配は後に重綱の曾孫にあたる畠山重忠が隣接する現在の大字菅谷地区へ館を構えることにもつながると考えられる。

大蔵館跡は桓武平氏の一流である秩父氏の嫡流を継いだ秩父重隆が、娘婿として源義賢を迎え入れた居館跡と伝わる。久寿2(1155)年の大蔵合戦は、保元の乱前年の関東での前哨戦とされ、源氏・秩父氏それぞれを二分した戦いである。当時の館の姿は不明であるが、大蔵宿に接して築かれ、鎌倉時代になると町南部の大字菅谷地区・大字大蔵地区は12世紀後半の遺跡が集中し、大字大蔵地区では鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて鎌倉街道上道に面して東に開かれた大手の虎口や堀立柱建物跡、井戸跡、土塁が築かれ、義賢が居住した頃とは異なる姿が発掘調査により明らかとなっている。

大字鎌形地区の都幾川沿いに位置する鎌形八幡神社は、源義賢の子で後の木曾義仲(幼名・駒王丸)がこの地で生まれたとされ、産湯の清水を今に伝えている。

大字平澤地区の平沢寺は堂の東に池を配する臨池庭園を有する大寺院へと発展し、往時には七堂伽藍と多くの僧坊があったとされ、寺域と考えられる谷津の最深部からは東日本最大規模の方三間・宝形造の阿弥陀堂と考えられる礎石が確認されており、鎌倉幕府により編さんされた吾妻鏡にも平沢寺に関する記事が見られる。また平沢寺の東の志賀地区にある金平遺跡からは、鎌倉時代後半頃の、仏具生産に特化した大規模な出吹き工房が確認された。出土遺物には、弘安4年(1281)銘の鑄型があったことが注目される。

## ③南北朝～戦国時代

南北朝の動乱期には、正平7・文和元(1352)年に武蔵野合戦で最後の決戦となった新田義宗と足利尊氏による笛吹峠の戦い(将軍沢地区)の舞台となるが、享徳の乱[享徳3(1454)年～文明14(1483)年]により関東における戦国時代が幕を開けると、長尾景春の乱[文明8(1476)年～文明12(1480)年]の勃発により比企地域全体が戦いの舞台に転じていく。さらに、山内・扇谷両上杉氏による長享の乱[長享元(1487)年～永正2(1505)年]では、須賀谷原の合戦、高見原の合戦など相次ぐ戦乱の中心地となった。

比企地域は、関東管領の職を独占した山内上杉氏が武蔵国における拠点とした鉢形城(寄居町)と扇谷上杉氏の武蔵国での拠点・河越城(川越市)を挟んだ両陣営勢力の境目(境界)となり、多くの城が築かれた。その中で山内上杉氏方の菅谷城・杉山城に対して、扇谷上杉方の青鳥城・松山城が築城されたと考えられる。比企地域の多くの城館はこの後、小田原北条氏の進攻により継続して使用されるものもあったが、支配領域の拡大に伴い廃城となったものが多かったと考えられる。豊臣秀吉による天正18(1590)年の小田原合戦に際しては20万を超える豊臣軍に対して北条軍は5万余で

あり、比企地域周辺の北条氏側の城館は鉢形城(寄居町)と松山城(吉見町)に集約され、戦国時代の終焉を迎えることとなった。

#### ④江戸時代

天正 18 年に小田原北条氏の統治が終焉し、この時点で使用されていた比企地域の城館も、松山城が慶長 6 (1601) 年に廃城となったのを最後に、その役目を終えていった。軍事施設として管理されなくなった戦国時代の城館は、やがて江戸時代の軍学者たちの興味の対象となり、城主や来歴が著名なものを主として、実地踏査や絵図作成が行われた。比企地域では松山城、菅谷城が『城築規範』や『諸国古城之図』といった 17 世紀から 18 世紀中頃に成立した城絵図に収録されているが、杉山城についてはこれらに登場していない。

江戸後期に幕府により編纂された『新編武蔵風土記稿』には「杉山村」の解説部に「墨蹟」として杉山城跡の記述があり、次のように記されている。「村の中程にて、小高き丘の上千五百坪許の地を云、一説に住昔金子十郎家忠の、居住なりしといへど詳ならず、又の傳へに中古上田氏の臣にて、庄主水(或は杉山主水とも)と云者住せし所とも云り、按に隣村越畑村にも庄主水が居住の地あり、是當國七党の内、児玉党の庄權頭廣高庄太郎家長等が子孫などにや、又北条家人にも庄式部少輔・庄新四郎の名見えたり、若くは是等の一族ならん」。

#### (4) 嵐山町の指定文化財

嵐山町の指定文化財は現在 50 件(国指定 3 件、県指定 7 件、町指定 40 件)であり、詳細は表 7 のとおりである。このうち杉山城跡を含めた中世城館跡の指定が 3 件、隣接し一部が嵐山町内に含まれるときがわ町の比企城館跡群 小倉城跡(国指定史跡)も含めれば 4 件もの指定史跡が存在する。また同時代に活躍した武将、畠山重忠・木曾義仲に関連するものが 4 件指定されている。これらは平安時代末期から戦国時代の終わりまでの間にこの地域の歴史を語る上で極めて貴重な文化財である。



図 15. 嵐山町の指定文化財の代表例

- ①菅谷館跡(国指定)
- ②大蔵館跡(県指定)
- ③銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像(国指定)
- ④日本赤十字社埼玉県支部旧社屋(県指定)
- ⑤源義賢墓(県指定)

表 7. 嵐山町の指定文化財一覧

No.	指定区分	種別	分類	名称
1	国	有形文化財	彫刻	ドウゾウアマミダニニライオヨビリウウキジリウソウ 銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像
2	国	記念物	史跡	ヒキジウカンアトグンスガヤカタアト 比企城館跡群菅谷館跡
3	国	記念物	史跡	ヒキジウカンアトグンスギヤマジウアト 比企城館跡群杉山城跡
4	県	有形文化財	建造物	ニホンセキジウウジシャサイタマケンシブキウシャオク 日本赤十字社埼玉県支部旧社屋
5	県	有形文化財	考古資料	チウドクキウツツ 銅経筒
6	県	無形民俗文化財	民俗芸能	オホバタノシシマイ 越畑の獅子舞
7	県	記念物	史跡	ミナモトノヨシカタハカ 源義賢墓
8	県	記念物	史跡	オオクニヤカタアト 大蔵館跡
9	県	記念物	旧跡	オオタスケヤスシイカカイアト 太田資康詩歌会跡
10	県	記念物	旧跡	モトノモクアミフサイノハカ 元全網夫妻の墓
11	町	有形文化財	建造物	カマガタハチマンジンジャホンデン 鎌形八幡神社本殿
12	町	有形文化財	建造物	アンヨウジサンモン 安養寺山門
13	町	有形文化財	絵画	オクリツアンモトノモクアミヒツワンリウ 落栗庵元全網筆雲竜
14	町	有形文化財	工芸品	ジウワノカケボトケ 貞和の懸仏
15	町	有形文化財	工芸品	ドウゾウヤクシニライザソウカケボトケツイック 銅造薬師如来坐像(懸仏化仏)一軀 ツケタリモクゾウヤクシニライザソウイック 付 木造薬師如来坐像 一軀
16	町	有形文化財	彫刻	テジロジンジャホンデンチウロク 手白神社本殿彫刻
17	町	有形文化財	彫刻	ニシクワブツサンタイソウ 円空仏三体像
18	町	有形文化財	古文書	ウチダヒロシゲシウジウ 内田広重證状
19	町	有形文化財	文書・歴史資料	ユウシウジモンジウオヨビタカギケゴヒ 広正寺文書及び高木家墓碑
20	町	有形文化財	考古資料	ジウモンドグ 縄文土偶
21	町	有形文化財	考古資料	ギウジメンイセキシウツドヒン 行司免遺跡出土品
22	町	有形文化財	考古資料	ブジンハニワトダンシハニワ 武人埴輪と男子埴輪
23	町	有形文化財	考古資料	コウトクジイタビゲン 向徳寺板碑群
24	町	有形文化財	考古資料	フクゴウトウバ 複合塔婆
25	町	有形文化財	考古資料	アマダサンゾンシウジイタイシトウバ 阿弥陀三尊種子板石塔婆

No.	指定 区分	種別	分類	名称
26	町	有形文化財	考古資料	アミダサンゾンズボウイタイシトワバ 阿弥陀三尊画像板石塔婆
27	町	有形文化財	考古資料	ヒカゲドウダイニチダイモクフクゴウイタイシトワバ 日影堂大日題目複合板石塔婆
28	町	有形文化財	考古資料	サクノイボウダイニキイタイシトワバ 桜井坊大日板石塔婆
29	町	有形文化財	考古資料	ヘビザカノスイジントウ 蛇坂の水神塔
30	町	有形文化財	考古資料	シガカンノンドウノセキブツ群 志賀観音堂の石仏群
31	町	有形文化財	考古資料	オッパタアマガトウゲノセキブツ群 越畑尼ヶ峠の石仏群
32	町	有形文化財	考古資料	ヒロノオオシタサンサロノコウシントウグン 広野大下三差路の庚申塔群
33	町	有形文化財	考古資料	スギヤマロクマンザカノセキブツ群 杉山六万坂の石仏群
34	町	有形文化財	考古資料	ヒヨジソウ 平地蔵
35	町	有形文化財	歴史資料	モトノモクアミオヨビ子エナイシカンケイシリョウウィツカツ 元奎網及び知恵内子関係資料一括
36	町	有形文化財	歴史資料	ハタケヤマシゲタダコウゾウ 畠山重忠公像
37	町	無形民俗文化財	民俗芸能	ヘトリジンジャシシマイ 兵執神社獅子舞
38	町	無形民俗文化財	民俗芸能	フルサトノマツリバヤシ 古里の祭り囃子
39	町	記念物	史跡	イナリヅカコファン 稻荷塚古墳
40	町	記念物	史跡	サンノウコファン群 山王古墳群
41	町	記念物	史跡	テンジンヤマコファン群 天神山古墳群
42	町	記念物	史跡	シウケンサクヨウセキ群 將軍沢窯跡群
43	町	記念物	史跡	デンキンヨシナカウブユノシミズ 伝木曾義仲産湯の清水
44	町	記念物	史跡	ギョウジメンイセキノイシクミイド 行司免遺跡の石組井戸
45	町	記念物	史跡	フエフキトウゲ 笛吹峠
46	町	記念物	天然記念物	オオシイ 大シイ
47	町	記念物	天然記念物	オオカヤ 大カヤ
48	町	記念物	天然記念物	オオイチョウ 大イチョウ
49	町	記念物	天然記念物	オオスギ 大スギ
50	町	記念物	天然記念物	トヤマノオウケツ群 遠山の甌穴群

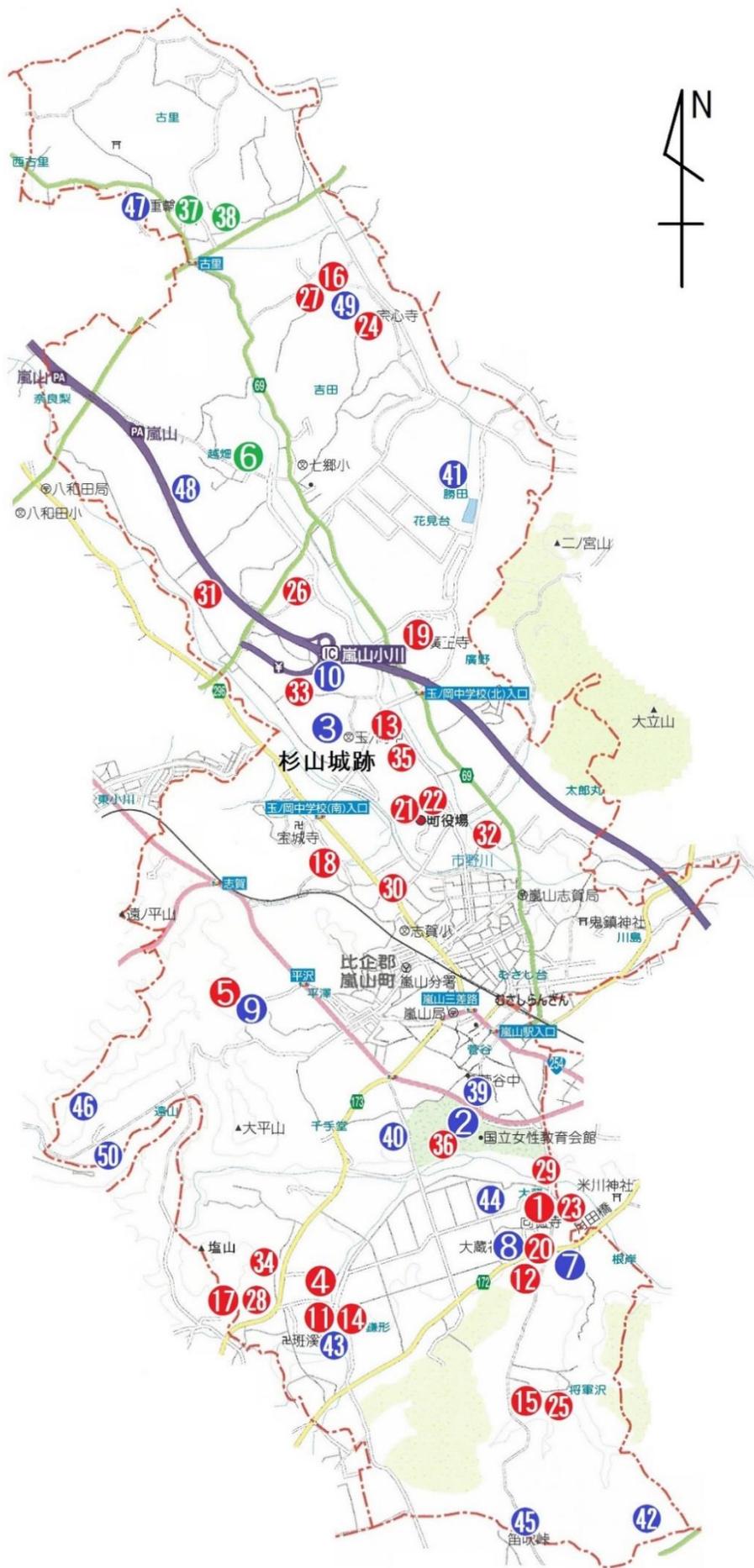


図 16. 嵐山町における指定文化財の分布状況

杉山城跡とその周辺に分布する文化財は、指定以外のものも含めると表8のとおりである。

表8. 杉山城跡周辺地域の文化財一覧（天然記念物を除く）

No.	名称	所在 地区	種類	指 定 文化財No.	指定（分類）	備 考
1	モトノキクアミフサイノハカ 元壺綱夫妻の墓	杉山	旧跡	10	県(記念物)	江戸後期に夫婦で狂歌師として活躍した。
2	モトノキクアミオヨビチエナイシカンケイシリョウウイカツ 元壺綱及び知恵内子関係資料一括	杉山	歴史資料	35	町(有形文化財)	元壺綱自画像他
3	ラクリツアノモトノキクアミヒツウンリョウ 落栗庵元壺綱筆雲竜	杉山	絵画	13	町(有形文化財)	杉山薬師堂の天井画
4	スギヤマロクマンサカノセキブツダン 杉山六万坂の石仏群	杉山	考古資料	33	町(有形文化財)	杉山城跡搦手口北側の六万坂に造立の16基。 貞享2年(1685)以降の各種供養塔。
5	アマダサンゾウソウヱタイシトウバ 阿弥陀三尊図像板石塔婆	越畑	考古資料	26	町(有形文化財)	弘長2年(1262)造立。阿弥陀三尊が凡字では なく観音立像の陽刻により表現されている。
6	オッパタアマガトウグノセキブツダン 越畑尼ヶ峠の石仏群	越畑	考古資料	31	町(有形文化財)	越畑城跡南側に位置する古道・尼ヶ峠頂上に 造立の4基。宝暦9年(1759)以降の各種供養塔。
7	オッパタノシマイ 越畑の獅子舞	越畑	民俗芸能	6	県(民俗文化財)	八宮神社で7/25に近い日曜日に奉納
8	オッパタジョウアド 越畑城跡	越畑	史跡			杉山城跡から北に約1.5kmに位置する15世紀 中頃に築かれた山城で、関越自動車道の工事により 大部分が消失。
9	コウショウジモンジヨウヨビタカギケボヒ 広正寺文書及び高木家墓碑	広野	文書・歴史 資料	19	町(有形文化財)	慶長10年(1605)中興の寺院に係る朱印状及び 宝篋印塔。
10	ヒロノオオシタサンサロノコウシントウグン 広野大下三差路の庚申塔群	広野	考古資料	32	町(有形文化財)	貞享2年(1685)以降の6基。
11	ヤミヤジンジャンノヒャクコウシン 八宮神社の百庚申	広野	考古資料			安政7年(1860)に八宮神社参道に造立された 100基の文字塔。
12	ウチダヒロシゲシウジョウ 内田広重證状	志賀	古文書	18	町(有形文化財)	天正13年(1585)
13	シガカンノンドラノセキブツダン 志賀観音堂の石仏群	志賀	考古資料	30	町(有形文化財)	鎌倉街道沿いの観音堂（比企西国観音霊場 二十八番札所）境内。貞享5年(1688)以降の 11基。

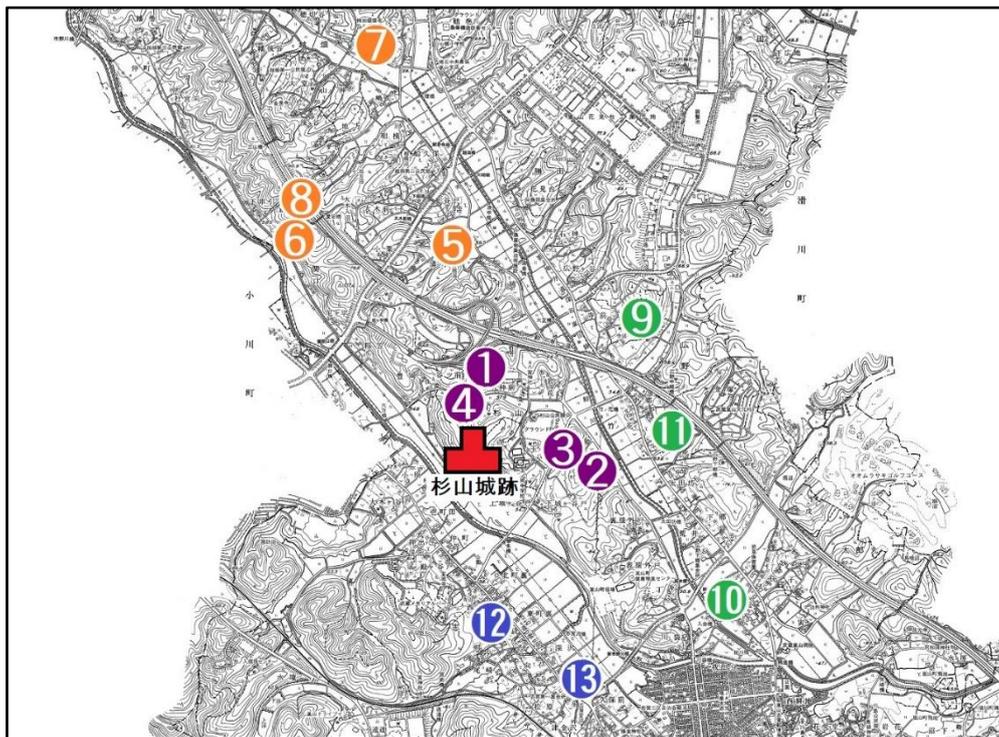


図17. 杉山城跡周辺地域の文化財分布状況



①元空網夫妻の墓、②元空網及び知恵内子関係資料一括、③落栗庵元空網筆雲竜



④杉山六万坂の石仏群、⑤阿弥陀三尊図像板石塔婆、⑥越畑尼ヶ峠の石仏群



⑦越畑の獅子舞、⑧越畑城跡の碑、⑨-1 広正寺文書



⑨-2 高木家墓碑、⑩広野大下三差路の庚申塔群、⑪八宮神社の百庚申



⑫内田広重証状、⑬志賀観音堂の石仏群

図 18. 杉山城跡周辺地域の文化財 (①~⑬)

## (5) 社会的環境

ここでは嵐山町の人口、産業、交通、公共施設、また杉山城跡に関する土地所有及び土地利用の状況、地域資源（観光・レクリエーション、文化財）、法的規制、地域住民の要望等を把握することを目的として、それらの概要を述べる。

### ①人口の推移と動向

嵐山町の総人口は令和6(2024)年4月1日現在、17,505人(8,459世帯)である。国勢調査による人口の推移をみると、平成7(1995)年までは増加を維持していたが、その後伸びは鈍化し、平成12(2000)年の19,816人をピークにゆるやかに減少が進んでいる。世帯数の増加が続く一方で、世帯人員は減少が続いている。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は昭和55(1980)年以降減少が続き、平成27(2015)年では1,894人となっている。生産年齢人口(15～64歳)は平成7(1995)年の14,041人をピークにその後減少に転じ、平成27(2015)年では10,921人となっている。一方、老年人口(65歳以上)は一貫して増加を続け、平成27(2015)年では5,405人となっている。また、平成12(2000)年以降は老年人口が年少人口を上回り、人口減少とともに超高齢化となっている。

表9. 嵐山町の人口と世帯数の推移（昭和45年～令和2年）



### ②産業

嵐山町の産業別純生産額は、平成27(2015)年に818億4300万円となっている。構成比でみると農業を中心とする第1次産業は1.5%(12億800万円)、製造業を中心とする第2次産業は51.1%(418億2400万円)、商業を中心とする第3次産業は47.4%(388億1100万円)となっている。一方、産業別就業人口は、平成27(2015)年の国勢調査によると第1次産業は3.32%、第2次産業は32.67%、第3次産業は61.20%、分類不能が2.81%であり、平成22年と比較してみると全体の就業人口が5.23%(489人)減少となっている。産業別就業人口の割合については、ほぼ同率で推移している。

### ③交通

嵐山町は、東京都心から60km圏内に含まれる地域で、鉄道は東武東上線が通り、池袋駅から武蔵嵐山駅までは快速で約1時間の距離である。自動車では平成16(2004)年に供用開始された関越自動車道の嵐山小川インターチェンジにより直接町内に乗り入れることができる。一般道では国道254

号が町南部を通り、県道は南から一般県道 172 号大野東松山線、同 173 号ときがわ熊谷線、主要地方道 11 号熊谷嵐山小川線、南北に一般県道 296 号菅谷寄居線、主要地方道 69 号深谷嵐山線が通り交通の利便性に恵まれているが、路線バス網は部分的であり、とりわけ南北に長い町域をつなぐ路線は無いのが現状である。

杉山城跡へのアクセスは、電車を利用の場合は東武東上線武蔵嵐山駅から北に約 2.9km、徒歩またはタクシーの利用による移動手段となる。

バスを利用の場合は、JR熊谷駅より国際十王交通の路線バスで「小川町駅」行きのバスに乗りし「奈良梨」の停留所で下車、そこから市野川沿いに徒歩で南へ約 3.0km 移動する。

自動車の場合、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジから南へ約 2.9km、県道 296 号菅谷寄居線の玉ノ岡中学校(南)入口交差点から約 1.0km である。

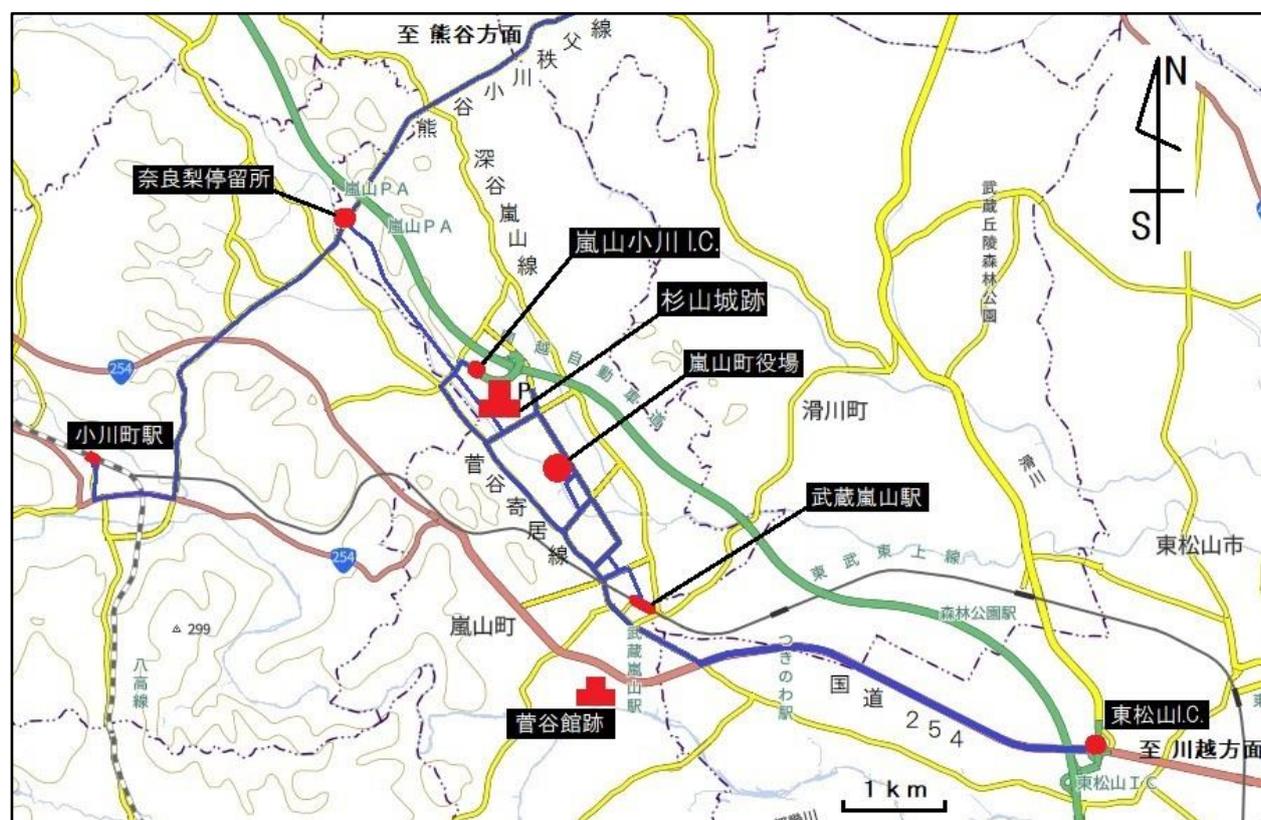


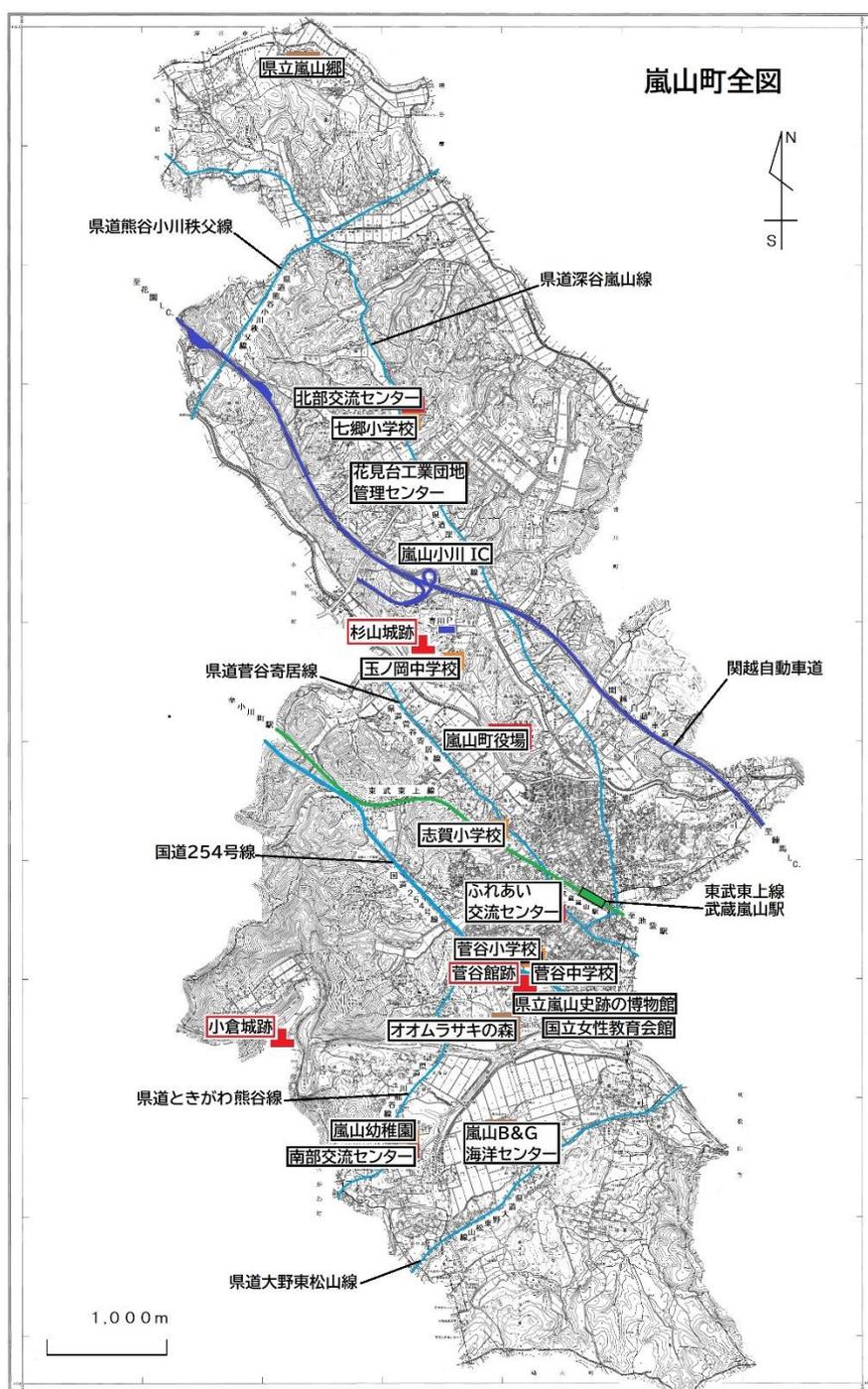
図 19. 杉山城跡へのアクセス(国土地理院 HP 地図データを一部改変)

#### ④公共施設

嵐山町では大正 12 年(1923)に菅谷地区と川島地区、志賀地区の境に東武東上線の武蔵嵐山駅が開業し、菅谷地区を東西に走る旧国道 254 号(現在は町道及び県道深谷嵐山線、旧鎌倉街道上道と考えられる)と交差する駅前通りに商店街が発達した。また、駅北側の志賀地区には昭和 46(1971)に民間による住宅地開発が始まり、駅を拠点とした市街地が形成されていった。多くの住民が居住するこの地域には公共施設が集中し、公立の菅谷小学校、菅谷中学校、志賀小学校の 3 校がこの地域に、町役場庁舎(現ふれあい交流センター)も菅谷地区に建設された。その後、国道 254 号が菅谷地区の南側に整備され、むさし台や東原、平沢の区画整理事業による新たな市街地が行政主導で行われ、役場庁舎も志賀地区の北側に位置する杉山地区へ移転するなど町全体に開発が進み、現在では国道 254 号の北側に市街地が発達している。

道路交通網では昭和40年代に町の南東から北西方向に関越自動車道が整備された。この高速道路が開通したことで、昭和62年(1987)から花見台工業団地の造成が始まり、平成16年(2004)には杉山・越畑地区に嵐山小川インターチェンジが開通して工業団地の利便性が大幅に向上するとともに、自動車移動による町の玄関口となった。

嵐山町は町域が南北に細長いことから、学校や交流センター等の一部公共施設は北部地域、中部地域、南部地域に分散して立地している。町では「第1期嵐山町都市計画マスタープラン(平成15年3月)」、社会資本総合整備計画として「武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画(平成30年5月)」を策定し、既存の公共施設と交通網を活用した都市拠点、北部拠点、南部拠点の有り方をまとめ、町の玄関口である東武東上線武蔵嵐山駅周辺の環境整備と利便性の向上を図るための整備を進めている。



杉山城跡は町中部地域に位置し、中部～北部地域の生徒が通う町立玉ノ岡中学校が隣接し、嵐山町役場庁舎からも比較的近い。このため、嵐山町役場庁舎においては、1階ロビーを利用して杉山城跡関連ブース(図 21)を設置し、リーフレットや交通案内図の配布、パネルやジオラマの展示を行い、平成 29 年 4 月に認定された「続日本 100 名城」のスタンプラリー設置場所としても活用し、職員による対応も含め杉山城跡のガイドンス機能を担っている。また、杉山城跡保存会や玉ノ岡中学校生徒らによる保全管理活動の拠点として、また来訪者も含めたトイレの利用等、中学校施設を一部開放している。



図 21. 嵐山町役場庁舎の杉山城跡関連ブース

## ⑤観光

嵐山町は、嵐山溪谷を中心としたさいたま緑のトラスト保全第 3 号地やオオムラサキの森等の比企丘陵の自然、都幾川・槻川の清流や菅谷館跡、杉山城跡といった史跡等、多くの観光資源に恵まれている。

都幾川・槻川周辺は、嵐山溪谷バーベキュー場、千年の苑、その延長が約 2km にも及ぶ都幾川堤防の桜並木、オオムラサキの森、ホテルの里、蝶の里公園、さいたま緑のトラスト保全第 3 号地等の自然保護地が整備され、観光施設等が集中している。特に嵐山溪谷バーベキュー場においては、県内外からたいへん多くの観光客が訪れている。令和元年にオープンした「千年の苑」は、約 8ha(完成時は約 10.5ha を予定)の敷地に約 5 万株のラベンダーが咲き誇り、その植付面積は日本最大級の広さである。隣接する嵐山溪谷バーベキュー場と共に、町の一大観光地として大きな期待が寄せられている。

## ⑥指定範囲における法令による規制等

### ・文化財保護法

杉山城跡は史跡指定地に該当し、指定地内の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、現状変更という。)を行おうとする場合は、文化財保護法第 125 条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状変更の取扱いについては、第 6 章において詳述する。

### ・都市計画関連法

#### a 都市計画法

史跡内は全域が市街化調整区域に該当する。この区域における開発行為については都市計画法の許可が必要である。

b 建築基準法

一定規模以上の建物を建築する場合、法令に則り建築確認申請手続きが必要である。

c 埼玉県屋外広告物条例

文化財保護法の指定建造物とその100m以内の地域等への広告物・掲出物件の表示・設置の禁止を規定している。

・環境関連法

a 森林法

森林法第10条の5の規定による嵐山町森林整備計画書の中で、史跡内公益的機能別施業森林等の整備に関する事項において杉山城跡は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区域設定されており、森林施業の方法として「憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する」と位置づけられている。また原則として複層林施業を推進すべきとし「特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林」に指定されている。

b 埼玉県自然環境保全条例

普通地区(嵐山町杉山県自然環境保全地域)：建築物等の新・増改築、土地の形質の変更、鉱物・土石の採取等、水面の埋め立て等の場合は届出が必要である。

c 農業振興地域の整備に関する法律(農地法)

農用地区域：農地転用の許可。史跡周辺の水田は農用地区域に該当し、西側の市野川沿いに広がる水田・畑地は県営ほ場整備市野川第一地区、北側から東側の水田は県営ほ場整備嵐山中部地区に含まれる。

d 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

土砂等による土地の埋立て等について規制し、事業を行う者は町の許可を必要とする。

・防災関連法

a 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)

土砂災害警戒区域は、傾斜地の勾配や高さ等の諸条件に基づき、県が指定する区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域を県が指定する。

杉山城跡については字上城ヶ谷戸の南西側斜面が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、周辺域においても同様の傾斜地が続くため、大雨等の際に指定地を含め土砂災害が発生する可能性がある。



図 22. 防災関連法適用現況図

## 第4節 史跡に関わる調査成果

### (1) 史跡の立地・範囲と構造

杉山城跡は、戦国時代の山城跡である。杉山城の立地・範囲は、現在の嵐山町大字杉山、字中窪、字城山、字雁城、字上城ヶ谷戸の4つの小字に及び、史跡の指定面積は136,202.78㎡である。地形的には市野川と粕川の間にある、長尾根状丘陵の南端部に近い長さ570mの独立丘陵の全域にわたって築城されており、尾根筋からは市野川の対岸に鎌倉街道上道を見下ろすことができる。北西およそ5kmにある四ツ山城への眺望が開けている。

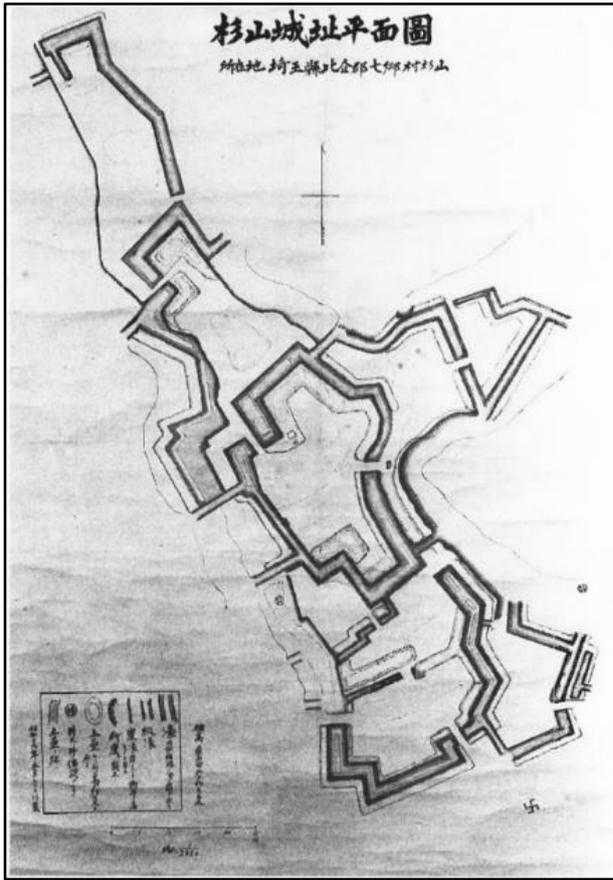
### (2) 縄張り研究の成果

杉山城の構造は、この尾根筋におよそ10の郭を配置した縄張りとなっている。戦国時代の山城は、土塁と空堀とで仕切られた郭を山の高低差を利用しながらたくみに配置して、少人数で立てこもり、多数の敵を迎えうつためのまさに実戦に備えた要塞である。各郭は、横堀や帯郭が囲み、塁線には折れが連続する。木橋や土橋を用いた様々な形態の虎口(郭の出入口)には、侵入方向に対し真横からも矢を射掛けて防御する横矢掛りが施されている。

こうした高度な築城技術が用いられている点、その姿がおよそ500年もの間ほぼ完全な形で保存されている点により、以前より知名度が高く、「築城の教科書」「戦国期城郭の最高傑作のひとつ」等の評価がされている。

最初に杉山城の平面図が作成されたのは、現在確認されている資料からすると第2章の冒頭でも紹介した昭和19(1944)年に杉山地区の金子慶助氏による「杉山城址平面図」(図22-①)と思われる。嵐山町史編さん委員会が編集し昭和58(1983)年に発行した『嵐山町史』には、付録として「杉山城跡航空写真測量図」(図22-②)が添付されており、等高線の入った杉山城跡の図面として縄張りを考える上で有用な資料である。

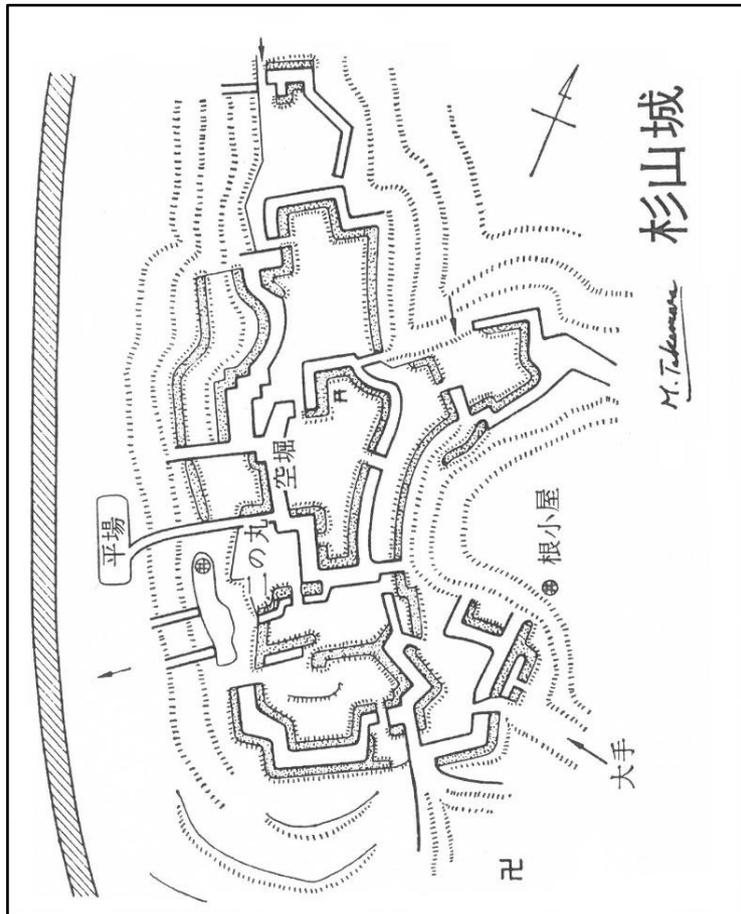
また縄張りに主眼を置いて作成された「縄張り図」は、昭和42年(1967)発行の鳥羽正雄氏他編集による『日本城郭全集』第4巻に掲載された竹村正雄氏の「杉山城」図(図22-③)、昭和45年(1970)発行の『埼玉史談』第16巻第3号に掲載された伊禮正雄氏の報文中に掲載された山崎一氏製作による「杉山城址見取図」(図22-④)、昭和49年(1974)に伊禮正雄氏の『関東合戦記』の中で掲載された本田昇氏の「杉山城図」(図22-⑤)、昭和58年(1983)に埼玉県内の城を縄張り図を付して紹介した最初の文献である中田正光氏の『埼玉の古城址』の中で掲載された池田誠氏の縄張り図、昭和62(1987)年に関口和也氏が1980年代前半までの縄張り研究の集大成と言われる『図説中世城郭辞典』において示した「杉山城」図(図22-⑥)、松岡進氏が平成15(2003)年の『戦国期城館群の景観』に示した「杉山城」図(図22-⑦)、嵐山町教育委員会の発掘担当職員であった植木弘・村上伸二両氏が平成17(2005)年の杉山城跡の第1・2次発掘調査報告書において示した「杉山城跡縄張り図」(図22-⑧)、西股総生氏が『中世城郭研究』第17号(2003)で発表後、平成29年(2017)に最新の内容に改訂された「杉山城縄張り図」などが知られており、このほか既存の縄張り図に一部修正をくわえたものも存在する。



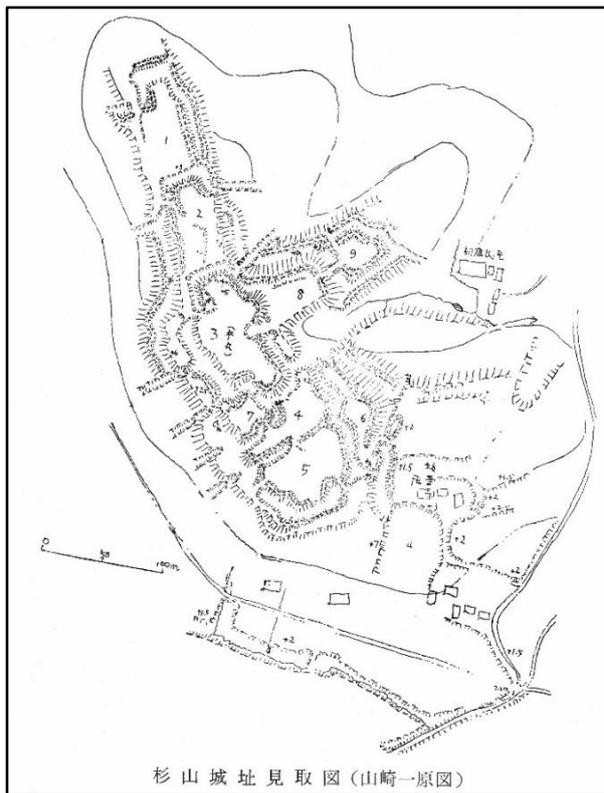
①金子 (1944)



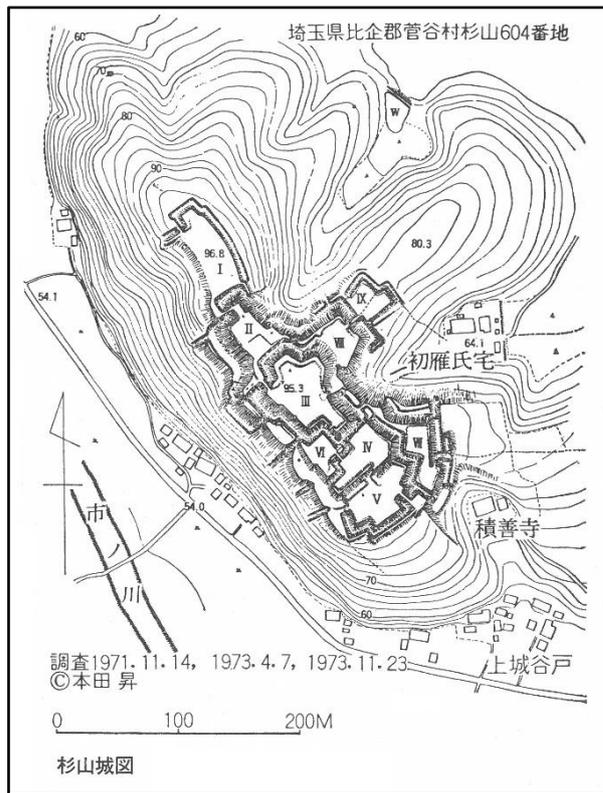
②嵐山町 (1983)



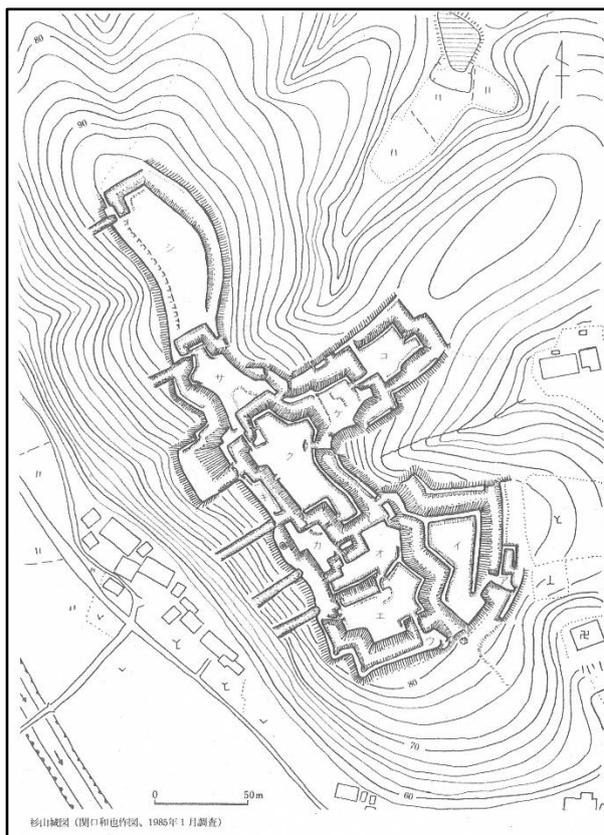
③竹村 (1967)



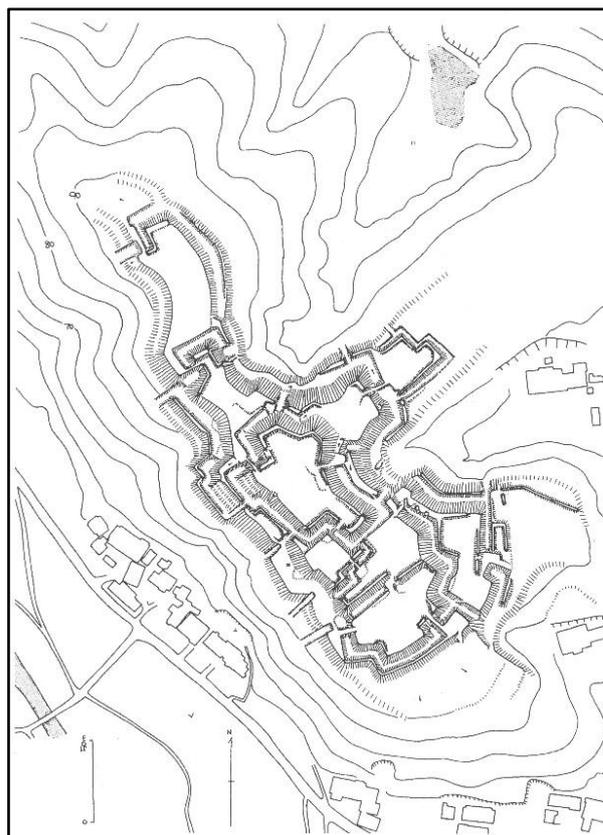
④山崎 (1970)



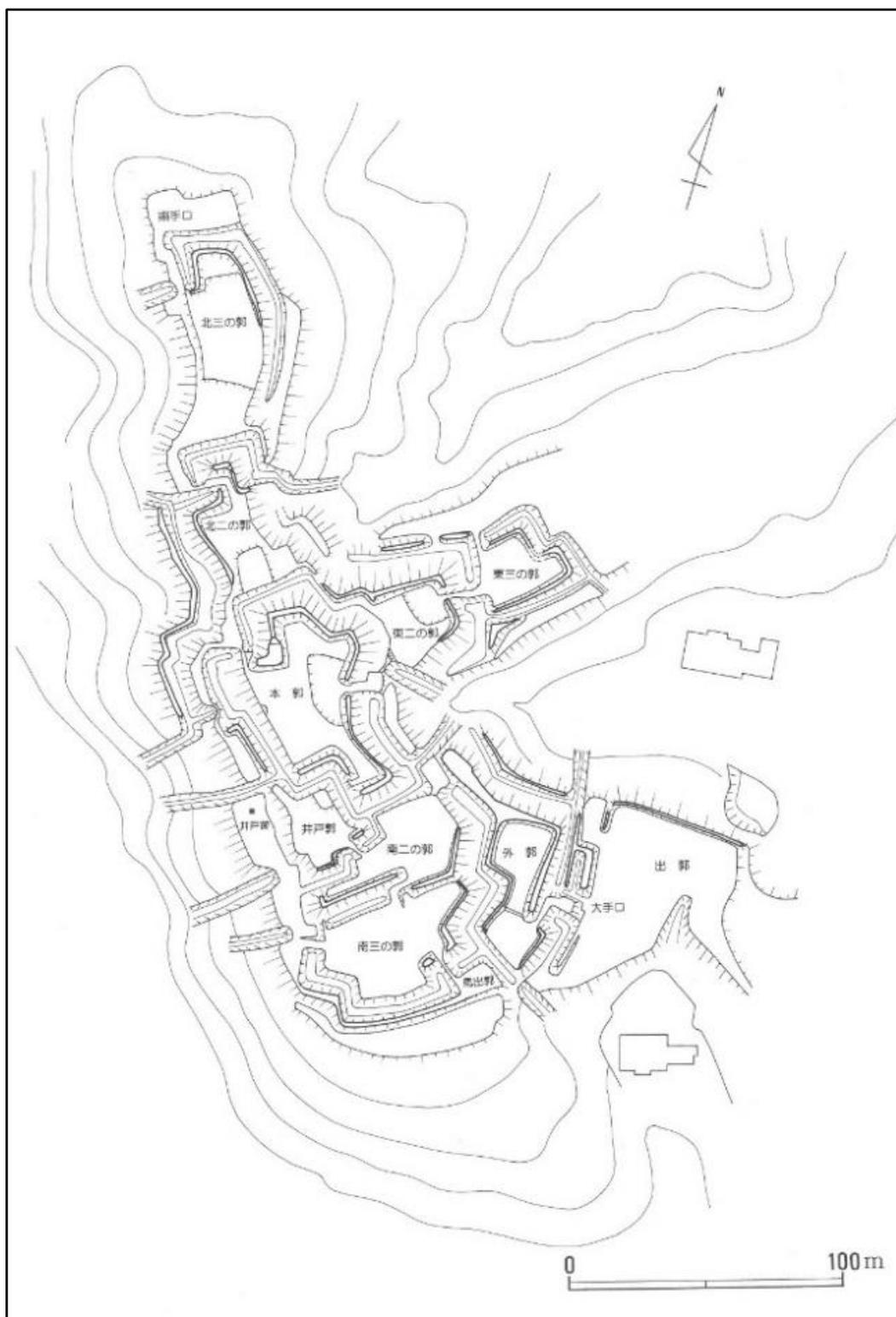
⑤本田 (1974)



⑥関口 (1987)



⑦松岡 (2003)



⑧植木・村上(2005)

図 23. 杉山城の代表的な図面と縄張り図 (①~⑧)

### (3) 文献史学の成果

杉山城の文献史料は、伝承的なものを除いて一切ないとされ、いつ、誰によって築城されたのか、その実態を示す確たるものがない状態であった。しかし、足利高基（※1）関係文書の存在が齋藤慎一氏と竹井英文氏によって注目され、杉山城が歴史の中に位置づけられた。

齋藤慎一氏は、『戦国遺文』古河公方編六〇六号に以下の文を見出している（齋藤, 2008）。

足利高基書状写

梶山之陣以来、相守憲房進退之条、神妙候、恐々謹言、

九月五日 花押

毛呂土佐守殿（※3）

古河公方足利高基が武蔵国毛呂郷領主の毛呂顕繁に山内上杉憲房を守るように書状を送ったものとし、永正7年（1510）の関東管領山内上杉顕定亡き後の山内家で起こった上杉顕実と上杉憲房（※2）の当主争いの中、上杉憲房は足利高基と永正9年（1512）から連携することから資料の年代を永正9年以降とした。さらに「北条氏綱書状」より大永4年（1524）に毛呂氏が北条方に寝返ったことによって上杉憲房が毛呂氏の要害を攻めているため関係は決裂していること、上杉憲房は翌年の大永5年3月に没していることから、史料の年代をそれ以前として「梶山之陣」を永正9年（1512）から大永4年（1524）までの間と限定した。

この間の上杉憲房の出陣の状況について大永元年（1521）から大永4年（1524）に起こった山内上杉憲房と扇谷上杉朝興の抗争に位置付けている。「石川忠総留書」から、大永4年正月（1524）に羽尾峰で両上杉は和睦しており、羽尾は埼玉県滑川町に位置し、扇谷上杉の拠点松山城と杉山城の中間地点にあたることから、杉山城を山内上杉憲房が構えた「陣」とし、その年代を永正9年（1512）から大永4年（1524）、その中でも大永元（1521）年から同4年正月に至る間に構えられた可能性が高いとした。

竹井英文氏は、小浜市立図書館所蔵酒井家文庫のうち吉田吉令筆記所収『家譜覚書』等を実見し、『戦国遺文』古河公方編六〇六号の翻刻を以下のように修正し内容の検討を行っている（竹井, 2007）。

足利高基書状写

梶山之陣以来、相守憲房走廻之条、神妙之至候、謹言、

足利高基之由

九月五日 花押

毛呂土佐守殿

内容としては、古河公方足利高基が毛呂土佐守に「梶山之陣」以来、山内上杉憲房を援護していることを賞しているというものとし、花押が高基のものと伝えられていること、高基と憲房が連携するのが永正9年以降であること、毛呂氏が憲房につき賞されており、憲房は大永5

年に没しているのものでそれ以前であることから、史料の年代を永正9年から大永5年（1512～1525）までのものとしている。

さらに「石川忠総留書」や「北条氏綱書状」などを検討した結果、齋藤氏と同様、史料の年代を永正9年（1512）から大永3年（1523）以前とした。

「梶山陣」については、陣とは軍隊を駐屯した場所との解釈で、規模の大小を伴わないとして杉山城であるとしている。

片桐昭彦氏と竹井英文氏はさらに、国文学研究資料館所蔵『新選和漢合図』中に杉山城に係ると考えられる記述を新たに見出した（片桐, 2025；竹井, 2025）。この資料は戦国期に道器（※4）が記した年代記で、現存するものは写本であり、戦前の研究ではしばしば引用されているが、近年の研究では忘れ去られた資料であった。この資料中に永正・大永年間の記録として以下の内容が記されている。

甲子	永正	天下飢	大雨年中寒	
		(略)		
壬申	九	七武州	鉢形城落	
		(略)		
庚辰	十七	六十二上州	高田城没	※高田城＝現在の群馬県富岡市
辛巳	大永	大谷寺炎上		
		十廿三武杵山城落		※廿三＝二十三、杵山＝杉山
		(略)		
甲申	四	正十三	武江戸城落	
		(略)		

竹井氏は同論文中において、これと同じ内容が館林城主の松平清武（※5）により宝永4年（1707）に編纂された『館林盛衰記』、及び国学者の小山田与清（※6）により文化末年から弘化2年（1845）頃までの間に作成された『松屋筆記』にも記されていることについても指摘し、これらの記述は恐らく「新選和漢合図」からの引用であると思われると述べており、杉山城跡の発掘調査で判明した火災の痕跡も、造り替えの形跡がない一時期の遺構ということ的前提にすると、落城時の火災によるものであらうと推察している。

「館林盛衰記」	
…其上諸国乱世となつて、去永正九年に武州鉢形の城を始、同十七年に上州高田の城、大永元年十月廿三日武州杉山の城、同四年正月十三日武州江戸の城落城して、戦のよわきにはあらねとも擁護の靈神威を失ひ給ふゆへなり…	
「松屋筆記」	
…鉢形 永正九云七武州鉢形城没落…	…杉山城 大永元云十廿三武州杉山城落…
…江戸城 正十三江戸城落	

これらの資料の信憑性に関する問題はあるものの、文献史学における杉山城の歴史的な位置づけとして、永正9年（1512）から大永3年（1523）の中に位置付けられ、既知の資料と併せて山内上杉憲房に関連した城であることがより可能性として高まったと言える。

- ※1 足利高基(1485～1535年) 第3代古河公方〔在職：1512～1535年〕
- ※2 上杉憲房(1467～1525年) 関東管領〔在職：1515～1525年〕 山内上杉氏第13代当主
- ※3 毛呂土佐守 武蔵入西郡毛呂郷(毛呂山町)領主：毛呂顕繁か〔顕繁は永正元年(1504)山内上杉氏方として立河原合戦に出陣、大永4年(1524)小田原北条氏方に付く〕
- ※4 道器(1506～1572) 戦国期に肥後国、上野・下野・武蔵国で精力的に活動した僧侶
- ※5 松平清武(1663～1724) 江戸中期の館林城主
- ※6 小山田与清(1783～1847) 江戸後期の国学者

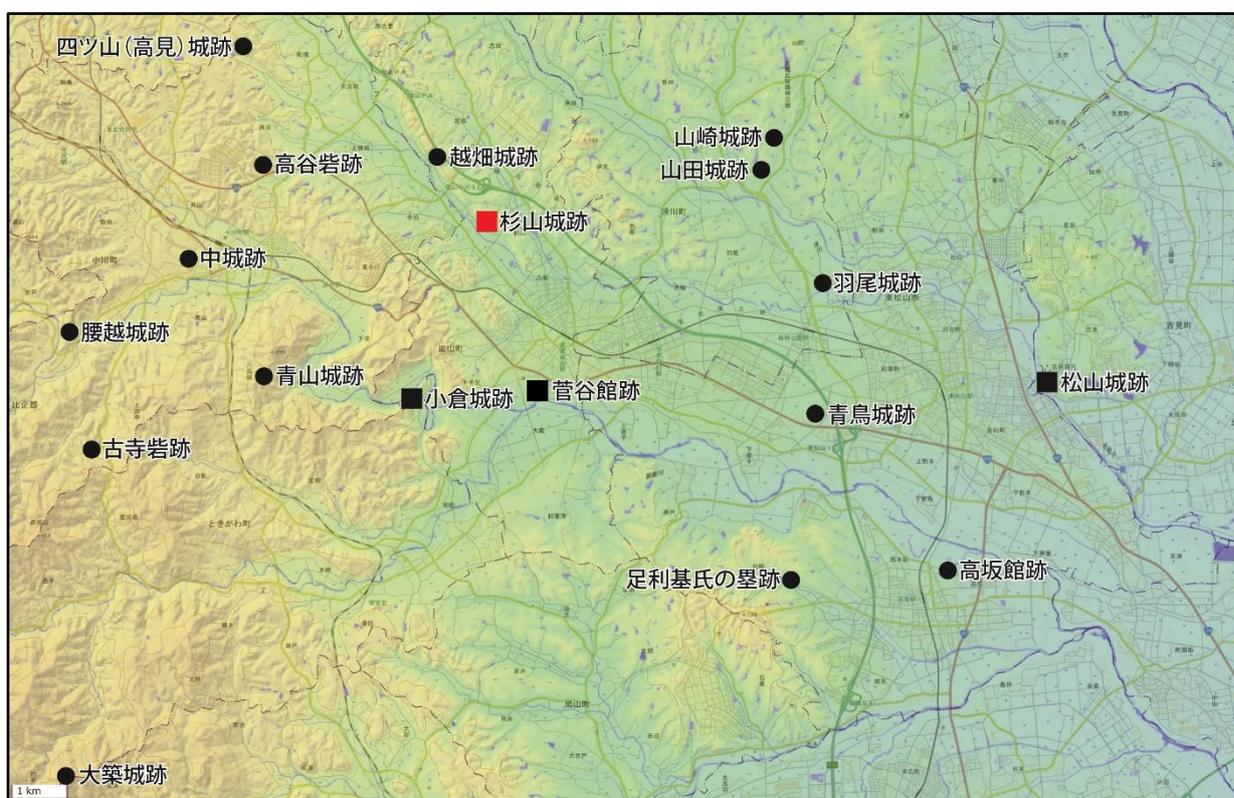


図 24. 比企地域を中心とした主な城館分布図

## (4) 考古学の成果

### ①調査の経過

杉山城跡の発掘調査は平成3年度における試掘調査の後に調査は行われてこなかったが、平成20年の国史跡化に先立ち、詳細を確認するための確認調査が平成14～18年度にかけて5次に渡りおこなった。

なお、杉山城跡では郭名の伝承が見当たらないため、この計画において各種要素を示すにあたっては、第1～5次発掘調査報告書及び保存管理計画書で用いられた名称を使用する。また、大手口（大手虎口）及び搦手口（搦手虎口）については、諸説あることから、本計画においてはこれらの名称は用いず、大手口は外郭東虎口、搦手口は北三の郭北虎口というように郭の名称と方位による虎口表示にて示すものとする。

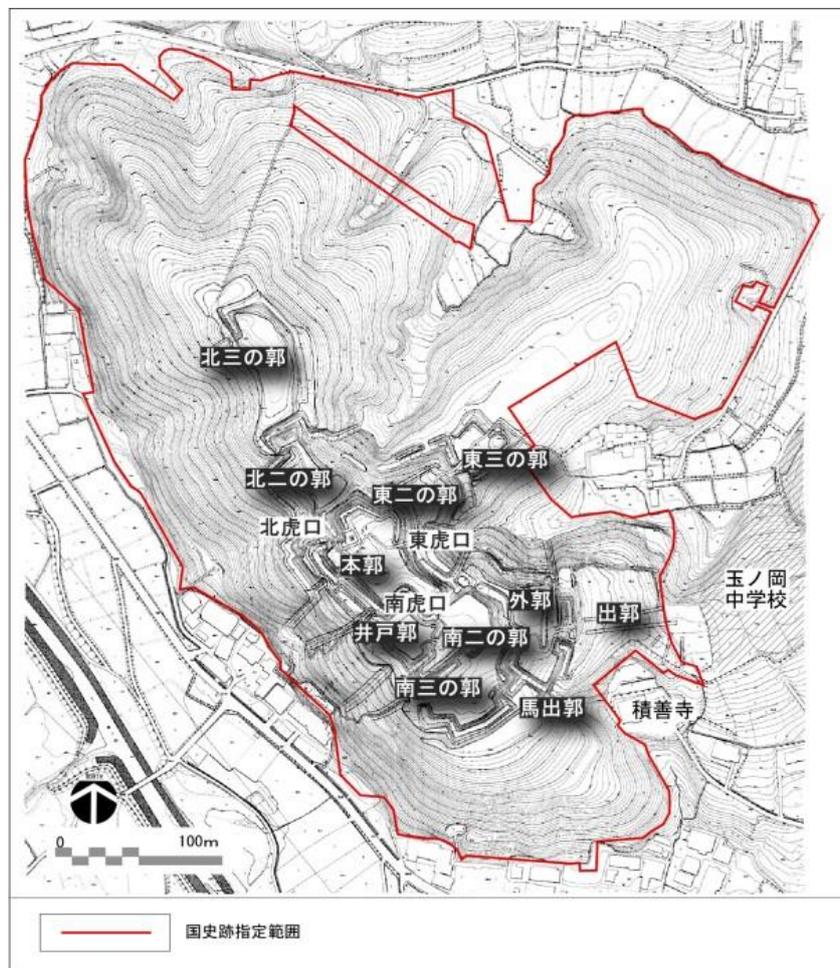


図 25. 郭及び一部虎口の名称

表 10. 杉山城跡における発掘調査の履歴

区分	実施時期	発掘箇所
第1次	平成14(2002)年度 平成14年12月11日より平成15年2月28日まで	本郭
第2次	平成15(2003)年度 平成15年8月4日より平成16年3月31日まで	本郭、井戸郭、南二の郭、南三の郭
第3次	平成16(2004)年度 平成16年5月20日より平成17年3月31日まで	南二の郭、南三の郭
第4次	平成17(2005)年度 平成17年12月19日より平成18年3月31日まで	井戸郭、南二の郭、南三の郭、外郭
第5次	平成18(2006)年度 平成18年7月10日より平成19年3月16日まで	本郭

②調査の成果

ア 発掘調査内容

表 11. 杉山城跡における発掘調査地区の調査内容（概要）

調査地区：出郭		
区分	調査内容・検出遺構	出土遺物
全体	南から延びる塹堀の北限を確認（試掘のみ）	天目茶碗、土師質土器
調査地区：本郭		
区分	調査内容・検出遺構	出土遺物
全体	<p>体積状況確認のためのトレンチ調査及び面的な調査。東と南の虎口、土塁、造成面の段差、土坑、溝跡、小穴、礫溜まりを検出。土塁の形成過程の確認。</p> <p>郭の整地面は一面のみ検出されている。南から北へ向かって第一平坦面、第2平坦面、南虎口から繋がる通路、東虎口と4段の平坦面となっている。小穴が検出されているが、明確な建物遺構は検出されていない。整地面には焼土と炭化物が面的に広がる。</p>	<p>3,759点：カワラケ、火鉢、在地播鉢、瓦質鍋、染付皿、青磁碗、白磁皿、褐釉壺、古瀬戸製品の播鉢・天目茶碗、常滑玉縁口縁壺、常滑甕、硯、砥石、石英、板碑、石臼、凹み石、金属類（錘、釘、鉄片、鉄製品、鉄砲玉、鉾滓、銅製品、銭貨）、壁土、焼土、炭化物</p>
㊦虎口	<p>本郭には3方向に虎口があり、調査では東と南の2つの虎口において調査をおこなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東虎口 東の郭へと降りていく虎口。虎口の床から郭内へは一段段差を登る。土塁に沿って石列が検出され、郭内に入ってハの字に開きながら石積みとなる。門跡を示すような柱穴は検出されていない。最終段階で破壊されている。</li> <li>・南虎口 井戸郭と接続する虎口。隣接する井戸郭に行くには橋が必要だが、橋に関する遺構は検出されていない。両脇には石列を配置する。門跡に伴う柱穴等は検出されていない。</li> </ul>	
㊧土塁	土を突き固めながら盛り上げて造られている。南の虎口へと向かう屈曲点では、土塁の接合部に粘土を張り付けて双方からくる土塁を接合している。	
㊨建物跡	小穴は数基検出されているが、建物を示すような柱穴は検出されていない。焼けた壁土が多量に出土していることから、壁建ちの建物、あるいは柱穴を必要としないような土台建物が想定される。	
㊩土坑	西側で検出されている土坑1・2については、区画の意味合いが考えられる。	
㊪溝跡	中央部と東虎口から南虎口へ向かう土塁沿いに検出されている。区画の意味よりも、排水のためと考えられる。	
㊫礫溜まり	東の虎口、南の虎口周辺に6か所の礫だまりを検出している。1号礫だまりに関しては遺構として舗装の可能性があるが、2～6号礫溜まりは礫の集積場所と想定される。	
㊬井戸郭	本郭に接続する橋が想定される位置が調査され、本郭接続部分は盛土されて高まりとなっている。	

区分	調査内容・検出遺構	
㊦小穴	横堀に面する際から小穴2基が並列して検出されている。橋に関わるものと想定されるが、大きさが小さく浅いため、橋本体を構成する柱穴とは考えにくい。	
調査地区：井戸郭		
区分	調査内容・検出遺構	出土遺物
全体	想定される橋の構造を知るための調査。橋に伴うとみられる小穴、礫溜まりを検出。	出土せず
調査地区：南二の郭		
区分	調査内容・検出遺構	出土遺物
全体	食い違い虎口周辺に小穴、郭内に礫の集中、土塁の検出と、郭の造成過程の確認。 北西から南東にかけて盛土造成されており、北西側を削り南東側に埋めている。建物跡は検出されていない。整地面に焼土と炭化物が面的に広がる部分がある。	786点出土：カワラケ、火鉢、在地挿鉢、在地鉢、古瀬戸製縁釉小皿、常滑甕、石臼、金属類(釘)、焼土、炭化物
㊦土塁	整地面の造成前から盛土が開始されて造られている。土を突き固める版築により作成されている。	
㊧小穴	南三の郭へ向かう虎口全面において2基の小穴を検出している。位置関係から虎口の門との兼ね合いが想定される。	
㊨礫群	中央部周辺で拳大前後の礫溜まりが2箇所、面的な広がりで見出されている。礫は、被熱を受けている。	
調査地区：南三の郭		
区分	調査内容・検出遺構	出土遺物
	主要遺構の確認のためにおこなわれた調査。小穴、礫集中の検出と郭の造成過程を確認。山側の岩盤面を削り、谷側を埋めて造成している。整地面は一面で、その下層に整地面は確認されていない。建物を示すような遺構は見つかっていない。	121点出土：カワラケ、青磁椀・白磁皿・常滑甕、金属類(釘)、焼土
㊦小穴	北東側で検出されているが、建物遺構としては貧弱である。	
㊩集積状遺構	整地面に散布する状況で検出されている。被熱は受けていない。	
調査地区：北二の郭（遺物表採のみ）		
出土遺物	1点：白磁皿	
調査地区：外郭東虎口（遺物表採のみ、調査報告では「大手虎口」と表記）		
出土遺物	1点：古瀬戸製挿鉢	

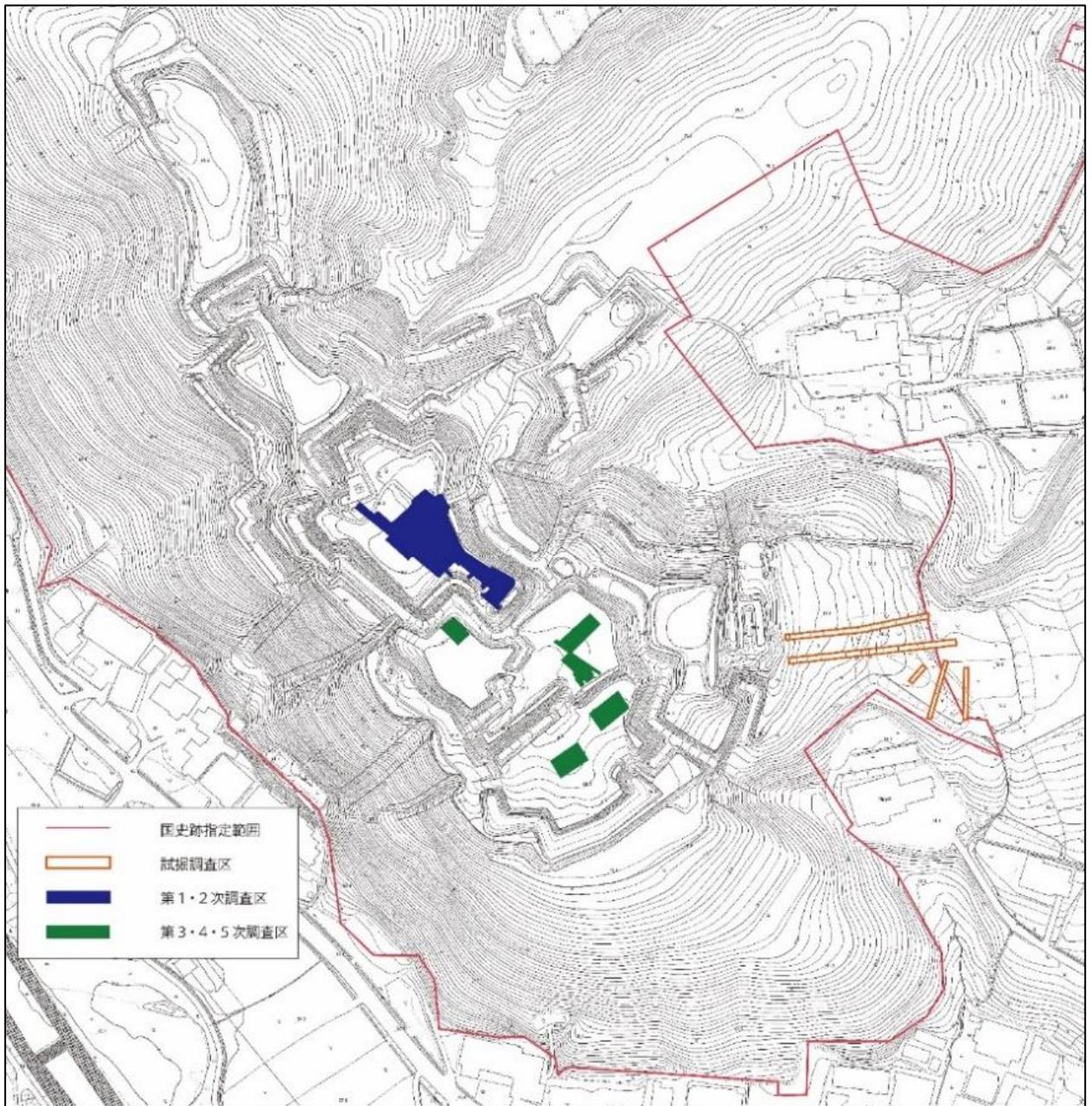


図 26. 試掘及び第 1～5 次発掘調査地区の位置

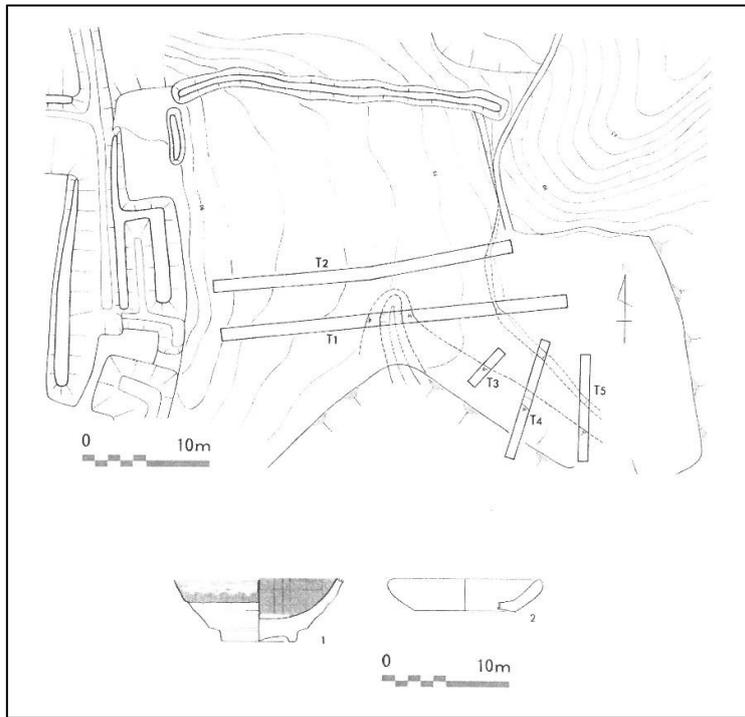


図 27. 出郭の調査区（トレンチ位置）及び出土遺物



図 28. 本郭北西部の調査区（左）及び東虎口の石積み・礫検出状況（右上下）

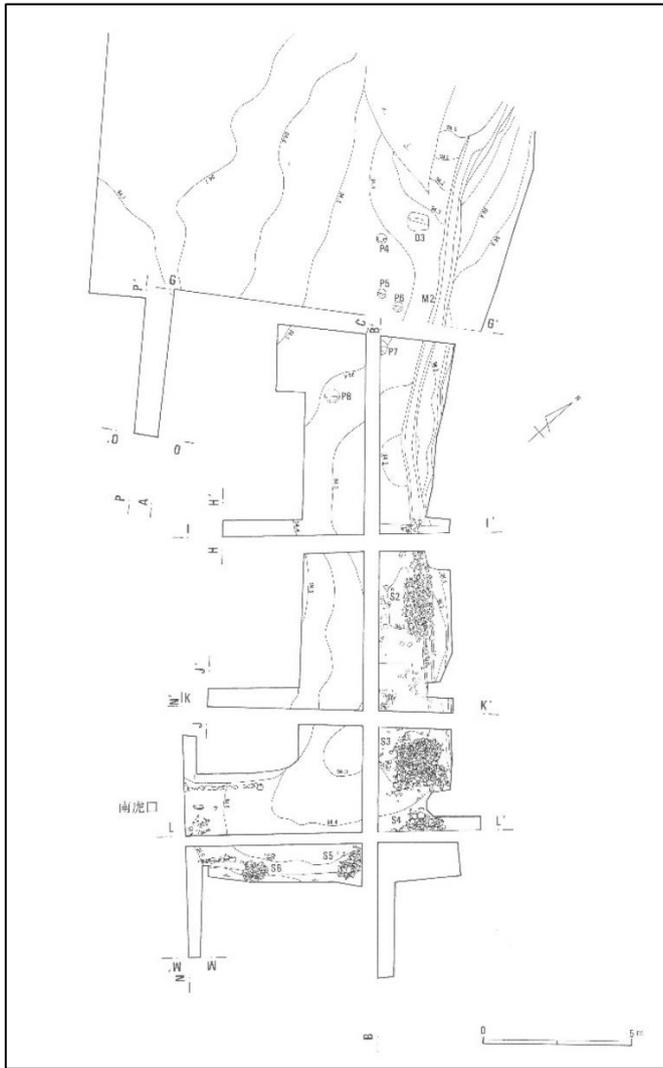


図 29. 本郭南東部の調査区



図 30. 本郭南虎口、石列・礫溜まり検出状況

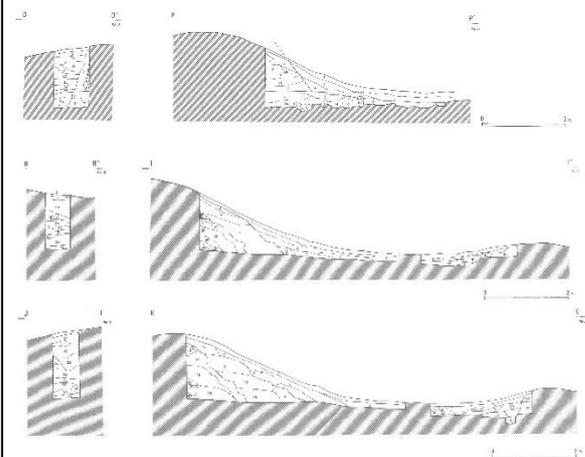


図 31. 本郭土塁の土層図

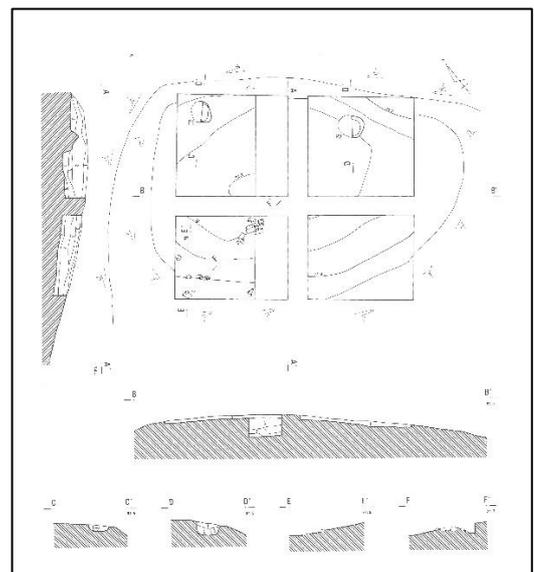
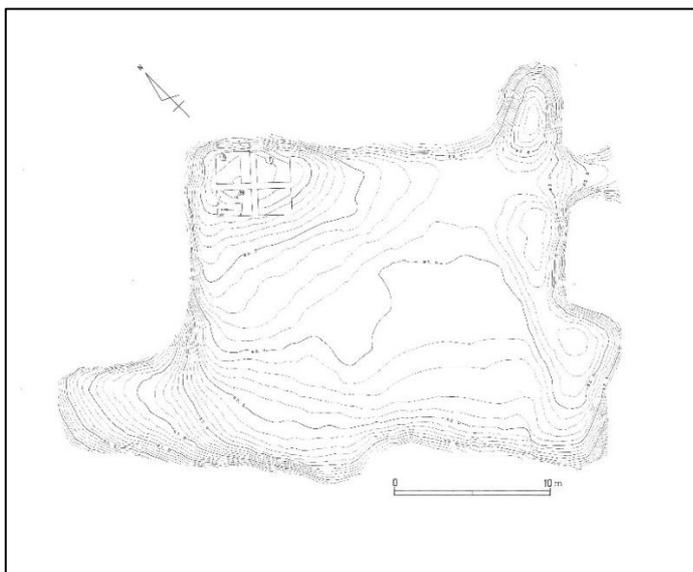


図 32. 井戸郭調査位置（左）と調査区・土層図（右）

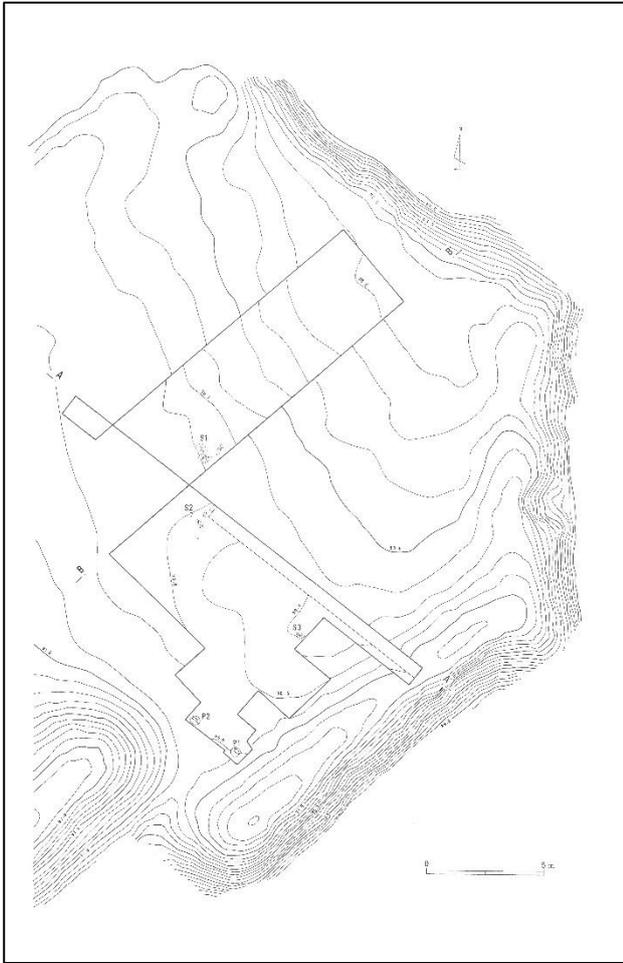


図 33. 南二の郭 調査区

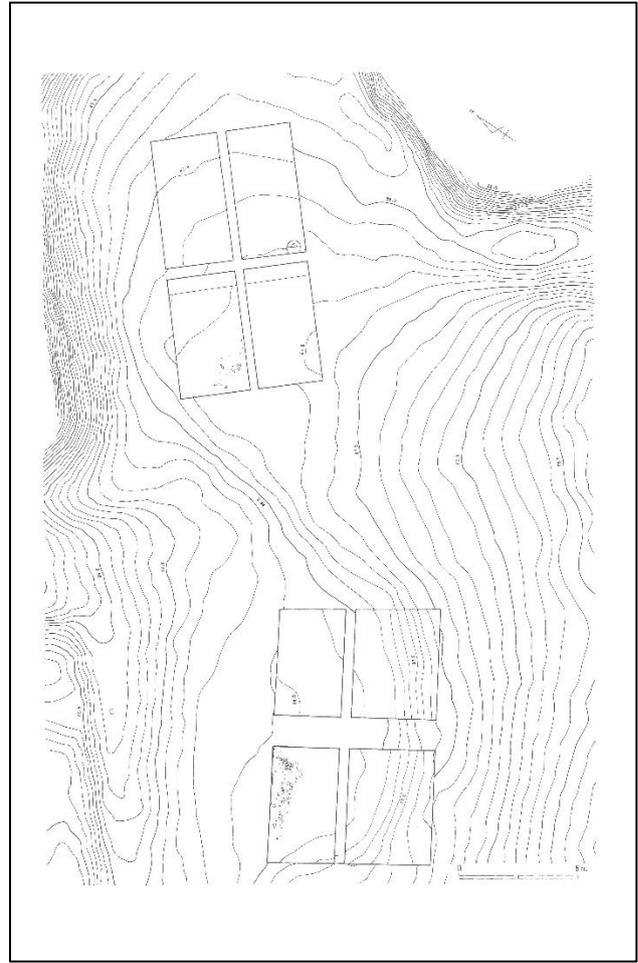


図 34. 南三の郭 調査区

### イ 出土遺物の概要

地表面からの採集史料を含めて本郭からの出土が最も多く、6,294 点出土している。南二の郭 786 点、南三の郭 121 点、北二の郭（表面採集）1 点、外郭東虎口（表面採集）1 点である。

遺物全体の中で土器のカワラケが最も多く出土し、出土品数全体の約 90% を占める。鉢や鍋類の日用雑器の出土は極めて少ない傾向にある。

表 12. 杉山城跡における出土遺物の概要

No.	分類	概要
1	土器	各郭ともにカワラケが出土し、出土した遺物の合計出土点数中 89% と最も多い。他に火鉢、在地産播鉢、瓦質鍋が出土している。
2	陶器	染付皿、褐釉壺、古瀬戸製品の天目茶碗・縁釉小皿・播鉢、瀬戸美濃大窯製品の播鉢、常滑産の玉縁口縁壺、甕が出土している。
3	磁器	青磁碗、白磁皿が出土している。
4	金属製品	錘、釘、鉄砲玉、銭の他、鉄片や不明鉄製品、不明銅製品、鉄滓が出土している。
5	石製品	硯、砥石、板碑、石臼、凹み石、石英などが出土している。
6	その他	本郭を中心として、焼けた壁土、炭化材が検出されている。



図 35. 杉山城跡の出土遺物（①見込みに渦巻きのあるカワラケ、②大口径のカワラケ、③火鉢、④染付皿・白磁皿・青磁碗・褐釉壺、⑤硯・錘・砥石、⑥焼けた壁土とコマイの炭化物）

#### ウ 調査の成果

- ・本郭・井戸郭・南二の郭・南三の郭の4郭において整地層と土塁に造り変えは認められず、検出された遺構に切り合いはない。
- ・遺構面上に焼土と炭化物が面的に分布し、出土遺物は遺構面上からの出土である。
- ・各郭で平坦面を調査したが建物遺構は検出されず、建物があつたとしても数は多くないと想定される。
- ・本郭東虎口の石積みなどの遺構の破壊行為と火を受けた状況があり、郭内からは焼けた壁土と炭化物が検出されており、被熱した遺物及び焼土が直接に溝を埋めている状況が確認されている。全てが破壊されているわけではなく、本郭や南二の郭の礫溜まりのように放置され、埋没している状況もある。
- ・各郭は内部で平坦面を分けて使用しているが、傾斜や凹凸があるなど、造成は粗い。郭全体を同一の高さで整地していない。
- ・出土遺物は点数、種類ともに本郭に集中し、離れるほど少なくなる。壁土は本郭でのみ出土している。
- ・出土遺物の年代は、古瀬戸製品、瀬戸美濃大窯製品、常滑産製品、船舶陶磁器、カワラケの編年より15世紀後半から16世紀第1四半期と位置づけられる。

- ・鉄砲の玉が1点出土しているが、東虎口北側斜面の表土中からの出土である。表土からは近世の遺物として土器、銭なども出土しており城を形成する遺構と直接的に結びつきにくい。

こうしたことを総合的に判断すると、杉山城は15世紀末に近い後半から16世紀初頭に近い前半の時期に山内上杉氏により短期間に築城された陣城であり、恒常的に使用された城ではなく、使用期間も短期間で破城され、廃棄された後は再び城として使われることはなかった。

これに加え、文献史学と歴史的事実との解釈により『足利高基書状写』における「梶山之陣」の時期は大永元(1521)年から大永4(1524)年正月までの可能性が高いとされ、考古学の調査成果ともほぼ一致する。こうした年代観は城郭研究の側からは「杉山城問題」として受け入れられていない。

## (5) 「杉山城問題」について

杉山城の築城主体・築城年代について最初に考察した研究は、1969年に発表された伊禮正雄氏「一つの謎―杉山城址考」（『埼玉史談』第16巻3号）であり、この考え方がより広く浸透したのは1974年発表の伊禮正雄氏『関東合戦記』によってであると思われる。そこでは、後北条氏（小田原北条氏）の滝山城などとの縄張りの類似性や、比企郡周辺の情勢を踏まえて、後北条氏が天文末・永禄期（1550～1560年代前半頃）に築城した可能性が高いことが指摘された。以後の縄張り研究は、基本的にこの説を採用し続けており、たとえば全国の主要城館の縄張り図を初めて集成した『図説中世城郭辞典』においても、杉山城を解説した関口和也氏は、天文末から永禄年間の動乱期における松山城争奪戦の際に築かれた城であると解説している。

その後、杉山城跡の発掘調査が文化庁の指導の下に県立歴史資料館（現・嵐山史跡の博物館）の協力を得て2002年より町教育委員会により実施された。その結果、出土した遺物の年代は15世紀末に近い後半～16世紀初頭に近い前半に収まると位置づけられ、それまで縄張り研究から小田原北条氏に関連した築城と考えられていたものが、50年前後さかのぼる山内・扇谷両上杉氏による北武蔵での抗争時期に最前線に築かれたものとの考え方が示された（嵐山町教育委員会, 2005）。

2005年2月には「埼玉の戦国時代 検証 比企の城」と題したシンポジウムが嵐山町の国立女性教育会館において開催され、この歴史観のギャップに関する問題がクローズアップされた。これは後に「杉山城問題」と呼ばれるようになる。

その後、中井均氏は『戦国時代の城』（2009）において、杉山城の縄張り構造や遺物の年代、滋賀県玄蕃尾城などとの類似性等から天正18（1590）年に前田軍が築城した織豊系城郭説を発表し、中西義昌氏は『歴史読本』（2011）の「杉山城」の中で、縄張り技術の考察等から天正後期の北条氏系城郭説を発表した。これらの研究も含め考古学、文献史学、縄張り研究それぞれの立場から、杉山城の年代観や築城主体等について主に以下に示す4つの説が出されている。

表 13. 研究者による杉山城の年代・築城主体の違い

研究者名等	年代	築城主体
嵐山町教育委員会（村上伸二氏・植木弘氏）	15世紀後半～16世紀初頭	山内・扇谷両上杉氏の抗争
竹井英文氏・齋藤慎一氏	永正・大永期(1520年頃)	山内上杉氏
伊禮正雄氏・松岡進氏・西股総生氏	天文末・永禄期(1560年頃)	小田原北条氏
中西義昌氏	天正後期(1580年頃)	小田原北条氏
中井均氏	天正18年(1590年)	前田・上杉氏

